

# 第81回大磯町都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成31年1月10日(木) 午後1時から午後2時30分まで  
場 所 : 大磯町役場  
出席者 : 10名〔高見沢委員(会長)、小谷委員(副会長)、尾白委員、清田委員、  
伊澤委員(代理)、伊藤委員(代理)、戸塚委員、大庭委員、深瀬委員〕  
傍聴者 : 3名  
(事務局:都市建設部 都市計画課 都市計画係)

## 1 開会

- 都市建設部長 挨拶
- 出席委員数の確認
- 事務局職員紹介
- 資料確認
- 傍聴人の決定

## 2 議題

高見沢会長) 本日は、「大磯都市計画公園(8・4・1号 明治記念大磯邸園)の変更」について、町長より当審議会への付議を受けている。事務局に付議及び提案理由の説明を求める。

### ■案件説明(事務局)

#### (付議書及び理由書)

都市建設部長) 大磯都市計画公園(8・4・1号 明治記念大磯邸園)の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する第19条第1項の規定により、貴審議会に付議する。

続いて、大磯都市計画公園の変更にあたっての理由書を朗読する。

《「理由書」朗読》

以上が今回、付議する議題94号「大磯都市計画公園(8・4・1号 明治記念大磯邸園)の変更について」の付議書とその理由である。次に、事務局から、本案件についてご説明する。

#### (都市施設の都市計画決定の基本的な考え方について)

事務局) 審議案件の説明に先立ち、都市施設の都市計画決定の基本的な考え方について、ご説明する。

都市計画に定める都市施設としては、道路や都市高速道路などの「交通施設」、公園や緑地などの「公共空地」、廃棄物処理施設や水道・電気・ガスの供給施設などの「供給処理施設」、河川や運河などの「河川及び防水・防砂・防潮施設」、教育文化施設や社会福祉施設などの「その他施設」といったものがある。今回は、このうち、公共空地の公園を都市計画決定するものがある。

次に、都市施設として都市計画に定める事項は、都市計画法に定められており、道路や公園、

河川といった「都市施設の種類」、「名称」、「位置」、「区域」、「その他政令で定める事項」とされている。

その他政令で定める事項の例としては、道路であれば「種別」「車線の数」「構造」、駐車場であれば「構造」、今回の公園であれば、「種別」、「面積」とされている。

つまり、都市施設の都市計画決定は、位置や区域、規模などを決定するものであって、都市施設の整備主体や整備財源、整備内容の詳細、整備後の維持管理・運用に関する内容は含まれていない。

こうした都市施設の種類、名称、区域などといった事項を、都市計画決定する意義としては、大きく3点ある。

一点目として、計画段階における整備に必要な区域を明確化することが挙げられる。都市施設の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にすることにより、長期的な視点から計画的な整備を展開することができ、円滑かつ着実な都市施設の整備を図ることができる。

二点目として、土地利用や各都市施設間の計画の調整が挙げられる。都市内における土地利用や、各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができる。

三点目として、住民の合意形成の促進が挙げられる。将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く住民に明確に示すとともに、開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ることができる。都市施設の都市計画決定は、こうした意義・目的で行うものである。

ここで、本件、明治記念大磯邸園に関して、都市計画に定める事項と、邸園の計画から整備までの流れの、関係性についてご説明する。

今回、都市計画に定める事項としては、都市施設の種類、名称、位置、区域、種別及び面積である。

一方で、検討主体である国・県・町では、明治記念大磯邸園の整備着手に向けて、まず、計画の目的を確認し、基礎的な調査を実施、位置や概ねの規模を設定したうえで、公園に配置する施設について検討を行った。そして、整備や維持管理・運用方針などを含む基本計画を策定した後に、工事の発注に必要となる基本設計・実施設計を経て、整備に着手するといった流れとなる。

こうした中で、都市計画に定める事項は、まず、計画の目的を確認する段階で、種類と種別が定まる。本件では、4つの歴史的建物群や庭園とその周辺の緑地を一体的に保存することを目的としていることを踏まえ、種類として公園、種別は特殊公園のうち歴史公園としている。

また、位置や概ねの規模の設定、施設計画の検討結果より、位置・区域が定まる。本件では、都市計画区域に影響する公園施設の規模や、一般的に「歴史公園の区域は、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地もしくはその復元、展示等に適した土地または歴史的意義を有する土地」とされていることを踏まえて、区域については、歴史的建物群及びその庭園と周辺の緑地のうち、町が既に指定・保全している特別緑地保全地区を除く範囲とし、位置は区域のある土地の所在、面積は区域の面積としている。

ここで、繰り返しになるが、都市施設の都市計画決定は、位置や区域、規模などを決定するものであって、都市施設の整備主体や整備財源、整備内容の詳細、整備後の維持管理・運用に関する内容は含まれていないことを踏まえて、この後にご説明する内容について、お聞き頂きたい。

では、本題の議案第94号大磯都市計画公園の変更についてご説明する。

本日も説明する内容は、1点目として対象地について、2点目として都市計画の案について、3点目として明治記念大磯邸園の整備について、4点目として前回審議会で頂いたご意見・ご質問について、5点目として意見募集の結果と都市計画決定権者の見解について、6点目として都市計画案に係る説明会の開催結果についてご説明する。

## **(1 対象地について)**

### **(対象地について)**

対象地は、大磯町役場の西側に位置し、初代内閣総理大臣である伊藤博文の本邸（滄浪閣）を中心に、明治期の総理大臣経験者の大隈重信や外務大臣経験者の陸奥宗光らが所有していた建物の一部や庭園が現存し、隣接する「小洵綾海岸松林特別緑地保全地区」とともに良好な環境を形成している。大磯町における邸園文化を象徴するのみならず、明治期の立憲政治確立等に関する歴史的遺産が集まる全国的にも希有な場とも評されている。

## **(2 都市計画の案について)**

### **(都市計画手続きの流れ)**

8月28日に開催した都市計画審議会でのご議論を経て、都市計画案を作成し、11月8日に県の同意を得たのち、11月中旬から12月中旬にかけて縦覧・説明会・意見募集を実施した。意見書として提出された意見に対しては、都市計画決定権者の見解を付して12月20日から1月8日に縦覧した。

こうした手続きを経て、本日、都市計画審議会に付議するもので、答申の後に都市計画決定といった流れとなる。

### **(都市計画に定める理由について)**

都市計画に定める理由について、要旨をご説明する。

町では、上位計画である『大磯町まちづくり基本計画』に、『歴史的価値のある建造物等について、保存と活用に向けた支援や取組みの展開を図る』『当該地を含む「小洵綾海岸松林地区」を重点地区に設定し、海岸線松林の維持・保全や歴史的建造物の保存・活用などに重点的に取り組む』といった内容を位置付けている。

当該地は、現在も、歴史的な建物や庭園が現存しており、周辺の緑地とともに、良好な環境を形成していることから、上位計画の保全・活用を図るべき対象のひとつと考えている。

こうしたことを踏まえ、現存する歴史的な建物や庭園と、その周辺の緑地を一体的に保存・活用するため、公園として都市計画に定めるものである。

### **(都市計画に定める事項)**

都市計画に定める事項は、種類は公園、名称は8・4・1号 明治記念大磯邸園、位置は、中郡大磯町東小磯字海辺及び西小磯字稲荷松、公園の種別は特殊公園である。

続いて、区域及び面積についてご説明する。

今後、整備を予定している明治記念大磯邸園は、歴史的な建物群及び周辺の緑地の一体的な保存・活用を図ることを目的としている。

都市計画の考え方として、特別緑地保全地区については緑地の保全を目的として平成27年に都市計画決定している。明治記念大磯邸園の整備の目的はこの趣旨に沿っており、また、町は、その目的の中で、引き続き、特別緑地保全地区内の緑地の保全・活用を図る方針である。

一方で、それ以外の区域については、都市計画に定めていないため、今回、特別緑地保全地区を除いた区域を歴史公園として都市計画に定め、一体的に保存・活用を図っていきたいと考えている。なお、この区域の面積の合計が約5.4haとなる。

### (3 明治記念大磯邸園の整備について)

次に、明治記念大磯邸園の整備に至った経緯や、国と地方の役割分担、整備に向けた検討の状況について、参考に、ご説明する。

#### (整備に至った経緯)

昨年、平成30年は、明治に改元してから、満150年目にあたる節目の年である。国は、この満150年目をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び日本の強みを再認識することは重要なことと位置づけ、「明治150年」に向けた関連施策を推進する方針を示した。

平成28年10月には、「明治150年」関連施策推進室を設置し、同年11月に、内閣官房及び各府省庁の大臣官房長などで組織する『「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議』を立ち上げた。

また、平成29年4月には、『明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会』を設置し、有識者による検討を行っている。

こうした有識者や各府省庁などでの検討の中で、本日の対象地について、立憲政治の確立に重要な役割を果たした先人の建築物が、歩いて移動できる範囲内に集中して残っていることは希有と評され、平成29年11月21日に『明治150年』関連施策の一環として、明治記念大磯邸園の設置が閣議決定された。

閣議決定の内容は、『国は、地方公共団体との連携のもと、大磯町の一部区域に「明治記念大磯邸園」を設置する。また、平成30年10月を目途に、一部の建物を含む区域の公開を目指す」といったものである。

なお、後段については、国により、昨年10月23日から12月24日までの期間で、記念公開が実施されたところである。

国、県、町では、昨年度の明治記念大磯邸園（仮称）検討会議において、建物群等を一体的、有機的に保全・活用する方策の検討を行い、「明治記念大磯邸園」として整備する範囲を、旧伊藤博文邸（滄浪閣）を中心とした歴史的建物群とその周辺の緑地の約6haの範囲としている。なお、邸園の範囲には、特別緑地保全地区が含まれている。

#### (国と地方公共団体（県・町）との役割分担)

閣議決定にあったように、明治記念大磯邸園は、国と地方公共団体との連携のもと、整備するものである。それぞれの詳細な役割分担は、今後、調整して決定することにはなるが、国・県・町の間で、これまで整理されている内容について、ご説明する。

まず、役割分担の基本的な考え方としては、1点目に、国の役割分担としては歴史的建物群及びその周辺の区域を中核的な区域として整備を行う。2点目に、地方公共団体の役割分担としては、特別緑地保全地区及びその周辺の区域における緑地等の保全・整備を行う。3点目に、地方公共団体が分担する区域のうち、特別緑地保全地区を除く区域については、町立都市公園として、県から町への財政的・技術的支援の下、整備を行う。といった整理がなされている。

次に分担区域については、まず、国の分担区域の基本的な考え方としては、旧伊藤博文邸（滄浪閣）は、歴史的建物を含む全区域を範囲とし、建物を中心として、公園全体のエントラ

ンス及びガイダンス機能、駐車場等の便益機能を配置するなど、利用拠点を形成する区域、旧大隈重信邸・旧陸奥宗光邸は、歴史的建物及び建物周辺の庭園の区域を範囲とし、建物及び周辺の庭園は、維持保存の状態が良好であり、一体的な空間として保存・継承することが、特に重要な区域、旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）は、歴史的建物及び建物の活用に必要な周辺敷地を範囲とし、敷地の維持保存状態は不十分で、樹林化が進んでいることから、建物へのアクセスや建物の眺望確保など、建物の活用のために一体的な整備が必要な区域と整理されている。

今後、この基本的な考え方を前提に、基本計画の検討状況を踏まえながら、国・県・町にて調整して、詳細な分担区域を決定していく。

### （基本計画の検討状況）

基本計画については、有識者、国、県及び町により構成する『明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会』にて、検討しているところである。

前回の審議会開催時点では、検討委員会は、全4回の開催を予定していると、お伝えしたが、検討の進捗状況を踏まえ、全5回の開催に変更されている。

第1回検討委員会は、平成30年7月6日に開催され、委員会設立要旨や委員会設置要綱を確認するとともに、施設配置のイメージ図について議論された。

第2回検討委員会は、平成30年11月1日に開催され、歴史的建物の活用方針や庭園の活用方針、基本計画図（原案）について議論された。

第3回検討委員会は、昨年末の平成30年12月28日に開催され、基本理念・基本方針や、整備・展示の基本的考え方、空間構成の方針、基本計画図（案）などの議論がなされた。

今後、管理運営方針などについても議論がなされ、パブリックコメントによる住民等との意見募集を経て、今年の3月から4月頃に基本計画を策定する予定と聞いている。

次に、第3回基本計画検討委員会までの議論の中で作成された基本計画図（案）についてご説明する。

中央の滄浪閣については、建築物南側のバンケットホールは撤去し、庭園として再生する計画となっている。また、さらに南側の駐車場については、現状から形状を変更し、一部、松林を再生する計画である。西側の西園寺公望邸跡については、建築物南側の庭園を再生し、さらに南側については、松林を保全しながら交流広場として活用する計画となっている。東側の旧大隈・陸奥邸については、現在の所有者によって適切に管理されていたため、基本的には現状を部分的に修復する計画となっている。また、外周には、隣接する住居等のプライバシー対策として、部分的に樹木を多く配置している。

次に、動線については、図に朱色で着色された位置への配置を計画しているが、邸園東西の区域を結ぶ、南側の動線については、邸園の南側にオレンジの破線で「広く検討を要する動線」と示された位置とする計画である。しかし、当該地周辺が斜面となっていることを踏まえ、バリアフリーや公園管理の観点から、体の不自由な方などに利用を限定した通路を、稲荷松緑地内に設ける計画となっている。

駐車場については、滄浪閣の南側に設けるが、旧大隈・陸奥邸の北東側にも身障者用の駐車場を設ける計画となっている。

### （4 前回審議会で頂いたご意見・ご質問）

続いて、前回の審議会で頂いたご質問・ご意見について、検討の進捗状況などを踏まえなが

ら、ご説明、ご回答する。

まず、邸園の一体的な利用を考慮した南側の動線の考え方についてご意見を頂いた。

中央のマンション住民の生活環境への配慮も課題ではあるが、明治記念大磯邸園をひとつの繋がりのある公園として運用するため、明治記念大磯邸園の東西区域を結ぶ南側の動線については、稲荷松緑地内に園路を整備する、もしくは太平洋岸自転車道からのアクセスも可能にするなど、工夫が必要であるといったご意見であった。

南側動線の配置について、主要な動線としては、基本計画図案に、太くオレンジ色で描かれた「広く検討を要する動線」で、バリアフリーや公園管理の観点から、中央のマンション南側の稲荷松緑地にも、体の不自由な方などに通行を限定した動線を設ける計画としている。

しかし、これら南側の動線付近は、特別緑地保全地区のほかにも、森林法に基づく保安林、海岸法に基づく海岸保全区域・一般公共海岸、さらには西湘バイパスの道路区域といった土地利用上の規制があるため監督官庁や管理者との協議が必要となる。

また、マンションに近接しているため、動線の設置にはマンション住民との合意形成が必要と考えている。

南側の動線については、今後、監督官庁などとの協議を行い、周辺住民の生活環境にも配慮しながら、詳細に検討していく。

次に、町道西小磯53号線の扱いについて、ご質問を頂いた。

町道西小磯53号線は、付替えか廃道して明治記念大磯邸園の一部とするのかといったご質問である。

本町道は、旧西園寺公望邸跡と滄浪閣との一体利用や防犯・防災などといった、今後検討される明治記念大磯邸園の管理・運用方針を踏まえ、邸園の一部として一体的に整備することも考えられる。

しかしながら、町道は原則として、不特定多数の者が自由に通行することが出来る状態にする必要があるため、近傍の道路の配置や現状の利用状況などを踏まえ、道路管理者としての立場で、廃道が困難と判断されれば、道路区域として残し、常時通行が可能な状態にする、もしくは別の位置に付け替えるといったことが考えられる。

町道の扱いについては、今後、こうしたことを踏まえて、町の道路管理部局とも協議をしながら、国及び県とともに検討していく。

なお、今回の都市計画決定にあたって、道路管理者である町建設課に対しては、事前に説明し、今後、協議することを前提に、町道を含めて都市計画決定することについて、了解を得ている。

次に、本事業に対する町の関与の経緯についてご質問を頂いた。

本事業への町の関与は、『明治記念大磯邸園（仮称）検討会議』への参画から始まった。昨年度は、この検討会議にて、事業区域や役割分担、事業手法の検討といった明治記念大磯邸園の整備に係る基本的な検討を行ってきた。

平成30年度は、それを引き継ぐ形で『明治記念大磯邸園行政連絡会議』が設置され、前年度に取り纏めた基本的な考え方を踏まえながら、役割分担や整備内容、事業計画などについて、行政間で調整を図っている。

また、平成30年7月には『明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会』が設置され、委員として副町長が参画する中で、検討が進められている。

行政連絡会議では、この基本計画検討委員会での検討状況を踏まえながら、調整を進めてい

る。

なお、都市計画手続きについては、こうした国・県・町での検討・調整の内容の進捗状況を踏まえながら、都市計画決定権者である町が行っている。

次に、駐車場の規模・配置は適切かといったご質問を頂いた。

駐車場の規模の設定にあたり、参考となる県立大磯城山公園には、年間来園者数30～40万人に対して、81台分の駐車場を確保されており、一年を通じて不足しているということは無く、十分な規模の駐車場が確保されている。

明治記念大磯邸園の基本計画図案では、同程度の規模が想定されているが、県立城山公園よりも駅に近く、昨年末の記念公開の結果から推計される年間来園者数が約20万人であったことを踏まえると、計画平面図にある規模の駐車場であれば、都市計画区域に影響を与えることは無いと考える。

次に駐車場の配置について、基本計画図案では、国道1号との接続部分が、現状と同じ位置に描かれているが、近傍に交差点があることや、国道1号の中央分離帯（植栽帯）により進入・退出方向が限定されるといった課題が残されている。

今後、駐車場出入口の位置・形状などについては、既存道路の安全性や円滑な通行の確保などといったことも踏まえながら、県警及び国道管理者とも協議をしながら、詳細に検討していく。

なお、今回の都市計画決定にあたっては、事前に県警及び道路管理者へ説明し、今後、詳細な検討を行う中で、協議することで了解を得ている。

次に、大磯駅からのアクセスについては議論はなされているかといったご質問を頂いた。

町では、まずは町の玄関口である大磯駅前広場において、歩道や滞留空間を整備し、安全性向上を図っていきたいと考えている。

大磯駅からのアクセス道路については、町道幹線12号線を通る経路と、町道幹線13号線及び東小磯23号線を通るいわゆる『統監道』を通る経路が考えられる。

このうち町道幹線12号線は、バスの運行経路にもなっている比較的交通量の多い道路だが、幅員が狭く、片側のみの歩道となっている。一方、統監道は、観光客にとって分かりづらいが、通行車両が少なく、比較的安全で、町民の多くが利用している。

町では、町道幹線12号線への集中を避けるため、大磯駅前の整備に併せて、経路を案内するサイン看板の設置や周遊マップの作成・配布により、経路を周知し、歩行者の分散化を図ることで、安全性向上を図っていきたいと考えている。

次に、町の財政負担の軽減についてご意見を頂いた。

民間所有地を公園として整備すれば、固定資産税は減収となり、維持管理費も発生することになるため、町の財政に問題が生じないよう検討が必要であるといったご意見である。

公共事業に係る財政的な支出としては、整備費と維持管理費が挙げられるが、まず、明治記念大磯邸園の整備費については、地方公共団体の分担区域のうち特別緑地保全地区を除く区域は、国からの補助金に加え、県から財政的な支援を頂きながら、町の実質的な財政負担が無い中で、整備していくといった基本的な考え方が示されている。

一方、特別緑地保全地区は町が指定したもので、町が主体的に保全を図る必要があることから、財政的な負担は生じてくる。しかし、基本的には、緑地の保全を目的としており、多額の

整備費が生ずることは無いと考えている。また、特別緑地保全地区内の施設整備に対しても、国からの補助金を活用すれば、町の財政的な負担はより少なくなると考えている。

次に、明治記念大磯邸園の町管理区域の維持管理費については、緑地の維持管理が主な内容となるため、莫大な維持管理費が生じることは無いと考えているが、全く生じないということは考え難いため、旧吉田茂邸のように、料金収入を維持管理に充てるといった手法も含め、今後、維持管理の負担軽減策を国・県と共に検討していく。

一方で、明治記念大磯邸園だけでなく、少し広域的な視点で申し上げると、大磯町では、総合計画において、地域資源を活かした観光振興を位置付け、歴史的・文化的な資源など、大磯ならではの地域資源を生かすことで、町への愛着・誇りを向上する取り組みを進めているが、地域資源のひとつである歴史的な建物は、近年の土地利用の進展に伴って減少しているといった課題を抱えている。

こうした状況を踏まえると、歴史的建物や庭園とその周辺の緑地を一体的に保存し、活用する明治記念大磯邸園の整備は、町の貴重な地域資源を守ることができるだけでなく、他の観光施策とも一体となって、地域活性化にも大きく寄与する事業であると認識している。

次に、入園料などの料金収入に関して、入園料の仕組みや国町での分配はどのようになるか、制度設計上、明治記念大磯邸園で徴収した料金収入を、国と町で分配することができるのか、といったご質問を頂いた。

公園の入園料・入場料については、町の負担軽減策のひとつとして、検討する必要があると考えている。現時点では、具体的な検討に至っていないが、制度上は可能と聞いている。

参考として、佐賀県の吉野ヶ里歴史公園では、国の公園と県の公園が一体となった公園として開園しており、一括で入園料を徴収し、国と県で分配している。

これらの事例も調査研究しながら、明治記念大磯邸園の料金徴収について、国と連携して検討していく。

## (5 意見募集の結果と都市計画決定権者の見解)

意見書の募集は、11月13日から12月10日の4週間に渡って実施し、二人の方から、意見書を頂いた。ご意見は、類型C「町政に関する内容」と類型B「明治記念大磯邸園の整備、管理・運営に関する内容」で、類型A「都市計画決定に関する内容」のご意見は無かった。

なお、受付番号2の意見書は、意見の区分に『反対』と記載されているが、窓口にて話を聞いたところ、都市計画決定や明治記念大磯邸園の整備に対して反対するものではなく、稲荷松緑地内に動線を設けることに対して、反対されているとのことである。

一つ目のご意見として、『①稲荷松緑地の身障者・管理者等、限定通行区間の計画について』ご意見を頂いた。『マンションベランダとの距離が近すぎ、また遮るものが無いため、プライバシーや防犯上の観点から反対である。』といったご意見である。

ご意見の内容は、明治記念大磯邸園の整備に関する内容となるため、検討主体にお伝えしたところ、『明治記念大磯邸園への安全で円滑なアクセスや、回遊性を確保するための動線については、周辺の住環境に配慮しつつ、バリアフリー化に取り組むことが重要と考えている。明治記念大磯邸園の動線を含む施設配置や周辺施設との連携については、有識者、国、県及び町が参加する「明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」で検討し、その過程において、都市計画手続きの縦覧や説明会で頂いたご意見も踏まえて基本計画としてとりまとめていくこ



ととしている。』といった回答があった。

次に『②稲荷松緑地の管理について』ご要望を頂いた。これは、稲荷松緑地の管理のため、剪定費用を予算化し、町が適切に管理してほしいといったご要望である。

ご意見に対しては、都市計画決定権者としての立場では無く、町の緑地管理者としての立場で回答しているが、要約すると、『現在、稲荷松緑地の管理については、『里親』と呼ぶ団体の方にご協力を頂いているところであり、明治記念大磯邸園の一部として整備した後の管理については、今後、里親などとも協議しながら検討していく。』といった回答である。

次に、『③大型観光バスについて』ご意見を頂いた。

鎌倉や京都などで見られる、いわゆる『観光公害』を懸念し、大磯町では、観光バスの乗り入れについて、事前に対応すべきであるといったご意見である。

ご意見に対しては、都市計画決定権者としての立場では無く、町の交通担当部局としての立場から、『大型観光バスの町内乗り入れについては、今後の観光客の増加状況を踏まえ、周辺環境にも配慮しながら、必要に応じて検討していく。』と回答している。

## (6 都市計画案に係る説明会の開催結果)

平成30年11月24日に、国の国営昭和記念公園事務所が同席し、都市計画案説明会を開催したところ、町民等21名のご参加頂いた。その結果概要についてご説明する。

説明会では都市計画決定に関するご意見・ご質問は無く、明治記念大磯邸園の整備、管理・運営等に関するご意見等を頂いた。

まず、大磯邸園全般に関する内容として、基本計画が決定する前に住民に対して意見を聞くのか、説明会を開催するのかといったご意見を頂いた。国からは、基本計画の策定にあたってはパブリックコメントを実施し、説明会については町とも相談しながら今後検討といった回答があった。

次に、既存建築物に関するご意見として、滄浪閣のバンケットホールは撤去が良いといった意見と、滄浪閣西側部分については、活用が可能であれば残してほしいといった意見を頂いた。

次に、近隣の住民から、騒音面・安全面に配慮してほしいといったご意見を頂いた。

次に、稲荷松緑地に身障者等限定通行区間の設置が必要な理由について質問があり、バリアフリーの観点から計画に反映していると、国から回答があった。

また、通行区間を設ける際には、最終的にマンション側の合意を取るのかといった質問に対しては、マンションへの視線に対する配慮や遮蔽効果なども含め、話し合いをしたうえで、計画を策定するとの回答があった。

次に、町道西小磯53号線南端は行き止まりとするのか、もしくは公園の閉園時に通行止めとするのかといったご意見を頂いたが、有料化及び有料区域の設定などの議論の中で、今後検討する必要があるとの回答をしている。

## ■質疑応答

A委員) 整備内容の詳細については、今回の都市計画決定内容に含まれないとの説明であったが、計画書の備考欄にある園路・散策路といった記載は、施設整備に関する内容と考えるが、どのような扱いか。

事務局) 主要な設置施設は、都市計画決定の前の施設計画の段階では定まっているため、そのうち代表的な施設を記載している。その施設の具体的な構造等については、今後、整備に関する検討を行う中で、決定していくことになる。

A委員) 基本計画検討委員会で検討された基本計画図(案)を踏まえた記載か。

事務局) 基本計画図(案)を踏まえて記載している。

A委員) 基本計画図(案)には、広場や駐車場などといった記載もされているが、その中でも園路・散策路といった内容を記載するのはなぜか。

事務局) 代表的な施設として、今回は、園路・散策路、歴史的建築を記載している。

A委員) 備考であり、都市計画に定める項目では無いという考えでよいか。

事務局) 都市計画に決定する項目では無い。

B委員) 国と地方公共団体の役割分担の基本的考え方の一つに、『町立都市公園として、県から町への財政的・技術的支援の下、整備を行う。』とあるが、具体的にどういったことか。

事務局) 滄浪閣については全て国が担い、旧大隈・陸奥邸については、歴史的建物とその周辺は国が、その南側は町が担う区域となっており、…

B委員) 旧大隈・陸奥邸の国と町の間付近はどうなるのか。

事務局) 国と地方の境界はまだ決まっていない。今後、国・県・町で決定していくこととなる。

B委員) 国からの補助金などが具体的であれば良いが、それが無い場合には町の負担となる。中間の部分がどうなるのか、建物を含んだ外周部分は国が全て担うのかといったことが最も大きな問題である。

事務局) 建物と周辺の庭園部分は国が用地を取得して整備する範囲で、その南側の範囲は町が買収して整備する範囲となる。そこで町の負担は生ずるが、その町の負担分については、一部は国からの補助金を充てることになる。残る部分については、特別緑地保全地区を除き、県に負担して頂くことになる。そのため、特別緑地保全地区を除く範囲の整備にあたっては、町の負担は生じない形で進めている。

B委員) 県議会議員からは県が買収すると聞いている。

事務局) 用地買収は事業主体である町が行うが、費用については国・県の支援を頂くものである。

B委員) 『町立都市公園として、県から町への財政的・技術的支援の下、整備を行う』といった表現が曖昧で解り難い。

事務局) そのような表現をしているが、現時点の基本的な考え方は、先ほど申したとおりである。

B委員) 国・県が支払う具体的な金額について説明できるか。

事務局) 今後、具体的な区域・面積が決まれば、事業費が算出され、それに対する国庫補助額や県支援額が判明することになる。

B委員) それが曖昧なままで都市計画審議会に諮問しているのか。

事務局) 財政負担については、説明会などを通じて、町民の方の関心が高いことは認識している。ただ、今回は、都市計画に区域・面積などを定めるものである。いずれ、費用負担についてはお示ししなければならないと考えている。

A委員) 事業認可はいつ取得する予定か

事務局) 事業認可の取得時期については未定ではあるが、都市計画決定し、役割分担が具体的に決まった段階で、速やかに取得をしていきたい。

A委員) 事業認可の申請をした段階では、国と地方との区域が明確になっているということか。

事務局) 認可申請の段階では、明確になっている。

A委員) 区域が明確になっていなければ、事業に入れないということで良いか。

事務局) その通りである。

C委員) 本日は、都市計画決定の承認であって、今後、具体的な整備内容などについて検討がなされていくと思われるが、本審議会にて、その具体的な整備内容などについて審議することになるのか。

また、整備費及び管理運営費が殆ど掛からない中で、こうした施設が整備されることは、町にとっては滅多にない好機である。それを活かし、広い視点でまちづくりを検討してはどうかと考える。明治記念大磯邸園で収益を上げることができる施設は、国の区域に含まれていると考えられるため、駅前や駅からのアクセス経路に、経済効果をもたらす施設を配置するなどの視点で、まちづくりを検討してはどうかといった印象を持っている。

事務局) 都市計画審議会に対しては、都市計画決定についてのご意見を伺うもので、整備内容についてご議論頂くことにはならない。しかし、まちづくりをする中で、新たに都市計画決定をするなど審議会にご意見を伺う必要が生じた場合には、お願いすることになる。

また、ご指摘のとおり、明治記念大磯邸園だけでは無く、他の観光施策とも一体的に、より広域的な視点で検討が必要とは考えている。現時点では、維持管理費がそれほど生じないとは考えてはいるが、更にプラスとなる町の活性化に繋がる施策というものは、今後検討していかなければならないと考えている。

C委員) 南側動線の設置の有無といった、整備に係る内容は、事務局からの報告として受けるもので、この審議会での議論は反映されないといった考え方でよいか。

事務局) 整備に係る内容について意見をお聴きする場では無いが、頂いたご意見については、検討組織にお伝えしており、貴重なご意見として頂ければと考えている。

会長) 前回の各委員からのご意見に対しても回答があり、ひと通りご意見が出尽くしたと思われる。答申としては、事務局の案のとおり変更することで異存は無いものとするがよろしいか。

《異議無しの声》

会長) 答申の案については、事務局にて作成すること。

審議案件については、以上となるが、事務局から何か報告等はあるか。

事務局) 特に無い。

会長) それでは、これを以って第81回大磯町都市計画審議会を終了する。

以 上